

和光市協働推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 和光市協働指針に基づき、市の協働の推進に広く市民の意見を反映するため、和光市協働推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、市の協働推進について総合的な視点で調査研究し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 懇話会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内の市民活動団体を代表する者
- (3) 市内の公共的団体を代表する者
- (4) 和光市協働推進庁内調整委員会の委員
- (5) 和光市協働推進ワーキングのメンバー

(任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定により市長が委嘱又は任命した日からその日の属する年度の末日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選により選出し、副会長は委員の中から会長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、市民環境部市民活動推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成21年7月1日から施行する。